

広島県告示第四百十三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和七年四月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 区域

神石高原町

二 対象となる特定計量器

非自動はかり、分銅及びおもり

三 検査の日時及び場所

実施期日	器物受付時間	実施場所
令和七年六月一日	午後一時～午後三時三〇分	豊松基幹集落センター
令和七年六月一九日	午前九時三〇分～午後〇時 午後一時三〇分～午後三時三〇分	油木山村開発センター 神石協働支援センター
令和七年六月二〇日	午前九時三〇分～午後二時	旧神石高原町立病院

四 所在場所における定期検査（ひょう量一トン以上の大型はかりを除く。）の期日及び場所

実施期日	実施場所
令和七年六月一日～令和八年三月三十一日	当該計量器の所在場所

五 定期検査実施機関

指定定期検査機関

一般社団法人 広島県計量協会